

盛岡広域振興局長告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年11月26日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割88番1の一部、89番1の一部、89番2、90番1の一部、90番2、90番3、91番1の一部、91番2、92番の一部、93番の一部、94番1の一部、94番2、94番3、95番1の一部、95番2、96番1の一部、96番2の一部、106番1、107番1、108番1、109番1、110番1、111番1、112番1、113番1の一部、134番の一部、135番の一部、136番の一部、137番の一部、138番の一部、139番の一部、140番の一部、141番の一部、165番の一部、177番の一部及び186番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
  - (1) 盛岡市南大通二丁目8番1号 株式会社寿広
  - (2) 盛岡市大通一丁目6番18号 株式会社サウス・ウイング